

令和7年度 郡山市産業イノベーション事業

郡山市チャレンジ新製品認定事業

募集要項



【申請書類の受付期間】

令和7年4月11日(金) から 5月23日(金) まで【持参又は郵送・必着】
申請書など申請に必要な様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/105126.html>

【書類提出先・お問合せ先】

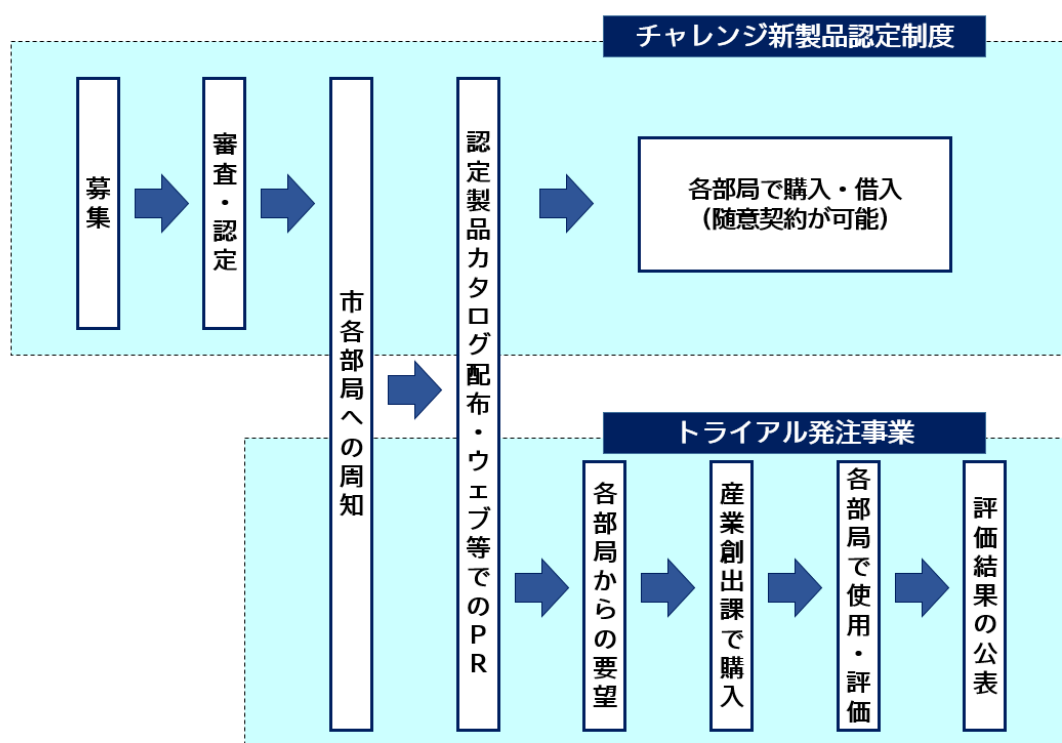
〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7
郡山市 農商工部 産業創出課 チャレンジ新製品認定事業担当
TEL: 024-924-2271 FAX: 024-925-4225
Email: sangyousousyutu@city.koriyama.lg.jp

1. 事業概要

市内中小企業等が開発する幅広い分野の新製品等の販路開拓や普及拡大を支援するため、新規性や独自性を有する新製品等を開発・提供する市内中小企業等を、新たな事業分野の開拓を図る者として市が認定するとともに、その新製品等の一部を市が試験的に購入して評価する事業です。

※本募集要項中の「新製品等」とは、新製品及び新しい役務を指します。

※本募集要項中の「購入」とは、物品の購入及び役務の提供を受けることを指します。



【認定のメリット】

- 認定された新製品等は、市ウェブサイトへの掲載、プレスリリース等により広くPRします。
- 認定された新製品等は、認定期間中、市が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます。（チャレンジ新製品認定）
- 認定製品等の一部を市が試験的に購入し、評価します。（トライアル発注）
- 認定された新製品等を「郡山市チャレンジ新製品認定制度ロゴマーク（※）」を活用してPRすることで、新製品等の販路開拓に繋げることができます。



※郡山市チャレンジ新製品
認定制度ロゴマーク

※ 1 認定した新製品等の品質等を市が保証するものではありません。また、その購入・借入を約束するものではありません。

※ 2 市が随意契約できるのは、郡山市チャレンジ新製品認定事業の認定事業者として認定された事業者のみです。同一の新製品等を取り扱っている場合でも、販売代理店等とは随意契約できません。

2. 認定期間

認定期間は、認定を通知した日から3年を経過した日の属する年度末までです。

(令和7年度は、認定を通知した日から令和11年3月31日まで)

3. 認定対象及び認定対象製品等

(1) 認定対象者

以下の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ① 郡山市内に事務所又は事業所を有する中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者及び同条第5項に規定する小規模企業者
- ② 郡山市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税)に滞納がない事業者
- ③ 中小企業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない方

(2) 認定対象製品等

本制度の対象製品等は、申請時において販売を開始してから5年以内の製品及び役務です。

※以下の製品等は対象となりません。

- ・食品衛生法で規定する食品
- ・医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの
- ・肌に塗布するもの

【留意事項】

過去に申請した同一製品等については、再申請を行うことができません。ただし、当該製品等に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

4. 認定基準及び審査方法等

(1) 認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の①～④をすべて満たす新製品等であることが要件です。

- ① 既存の製品及び役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- ② 市場性が見込まれる製品又は役務であること。
- ③ 生産及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること。
- ④ 技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便性の増進に寄与するものであること。

(2) 審査方法

外部有識者等で構成する審査委員会でプレゼンテーションをしていただき、認定基準を満たしているか判定します。

(3) 審査結果及び認定

- ・審査結果は書面にてお知らせします。審査の途中経過や審査結果に関するお問合せには応じかねますので、予めご了承ください。
- ・認定された場合、認定事業者の名称・所在地・連絡先・認定製品等の名称・内容を市ウェブサイトや認定製品カタログ等で公表します。

5. スケジュール

※日程は状況により変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

① 申請書類の作成・提出（持参又は郵送）



【受付期間：令和7年4月11日（金）～5月23日（金）必着】

- ・申請書の項目をすべて記載し、添付書類と併せて提出してください。

② 審査会での審査



【審査会：令和7年6月30日（月）又は7月4日（金）を予定】

- ・外部有識者等で構成する審査委員会で、新製品等の新規性・独創性・優位性・社会的有用性・市場性等を中心にプレゼンテーションをしていただき、質疑を行います。

③ 認定事業者の決定



【令和7年7月下旬を予定】

- ・審査会の審査結果を踏まえ、市長が認定します。
- ・審査結果は書面にてお知らせします。審査の途中経過や審査結果に関するお問合せには応じかねますので、予めご了承ください
- ・認定された場合、認定事業者の名称・所在地・連絡先・認定製品等の名称・内容を

市ウェブサイトや認定製品カタログ等で公表します。

④ 庁内部局への購入希望の照会



【令和 7 年 8 月上旬】

- ・認定製品等について、市の各部局へ購入希望を照会します。

⑤ 認定証授与式



【令和 7 年 9 月上旬を予定】

- ・郡山市長から直接、認定証を授与いたします。

⑥ 郡山市による P R



【令和 7 年 11 月頃～】

- ・認定製品等について、カタログを作成し、広報・販路拡大を支援します。

⑦ トライアル発注（庁内部局より購入希望があった場合）



【原則、令和 8 年 4 月～】

- ・認定製品等の一部を市が試験的に導入します。
- ※令和 7 年度予算の範囲内で、令和 7 年度中に購入することもあります。

⑧ 導入製品等の評価

【原則、令和 9 年 3 月頃予定】

- ・郡山市が導入した一部の認定製品等について、導入した所属が有用性等の観点から評価し、評価結果を公表します。

6. 認定後の流れ

- 本制度による認定を日常の営業活動に活用することができます。（本制度は新製品等の市場への普及拡大が目的であり、市による新製品等の購入・借入が目的ではありません。）
- 本制度による認定製品等の一部について、市が試験的に購入します。なお、購入できるのはあくまでも認定製品等の一部であり、すべての認定製品等を購入できるものではありません。
- チャレンジ新製品事業で購入した認定製品等については、一定期間後、使用所属が有用性の観点から評価し、認定事業者の同意を得たうえで、市ウェブサイト公表します。

7. 申請書類等

申請に必要な書類は下表のとおりです。

申請書等の必要な様式は、以下市ウェブサイトよりダウンロードできます。

URL : <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/105126.html>

また、右の二次元コードからもアクセスできます。



【二次元コード】

No.	必要書類	提出部数
1	チャレンジ新製品認定申請書（第1号様式）	1 部
2	実施計画書（第2号様式）	
3	登記事項証明書（個人事業主にあつては、住民票及び開業・廃業等届出書の写し）	
4	直近2営業期間の決算書類、貸借対照表及び損益計算書	
5	会社概要又は事業の内容が確認できるもの	
6	市税等納付状況照会同意書	
7	新製品等の詳細が確認できる資料（パンフレット、写真、図面等）	
8	その他（該当有の場合） ・ 特許等の取得を証明する資料（特許証の写し等） ・ 製品等について遵守すべき法令への対応状況が分かる資料（許認可の写し等）	

※ 必要に応じて、郡山市から追加資料の提出及び説明を求められることがあります。

申請書類の作成及び提出等、応募に係る一切の経費は、申請者の負担となります。

8. 申請書類等の提出

● 募集期間

令和7年4月11日（金）から5月23日（金）まで（必着）

● 提出方法

申請書に必要事項を記載の上、持参又は郵送にてお申込み下さい。

- お申込み・お問合せ先

郡山市 農商工部 産業創出課 チャレンジ新製品認定事業担当
〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7
TEL: 024-924-2271 FAX: 024-925-4225
Email: sangyousousyutu@city.koriyama.lg.jp

9. 留意事項

- 本制度による認定は、認定製品の品質等を郡山市が保証するものではありません。
- 本制度による認定は、認定製品を郡山市が購入・借入することを約束するものではありません。
- 申請書類に含まれる個人情報、本制度に関してのみ使用します。
- 申請書類に含まれる著作物等の著作権は郡山市に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、郡山市はこれを無償で使用できることとします。
- 審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- 郡山市及び審査委員会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- 認定を受けた後、申請書類に記載された実施計画を変更しようとするときは、事前に郡山市の承認が必要です。

10. 認定の取消し

- 特許権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、本制度において認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。
- 自社又は販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘等、認定製品の販売促進以外の目的で本認定を使用した場合、認定を取り消すことがあります。
- その他、郡山市チャレンジ新製品認定実施要綱第 13 条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。